

自治会加入促進マニュアル



【沼津市地域自治課】

R 7 年度版



マニュアルの
データを掲載
しています。

も く じ

はじめに	1
1 自治会活動について	
なぜ加入促進？～沼津市の現状より～	2
自治会の必要性	3
自治会の活動	5
自治会加入のメリット	6
2 加入促進の取組	
加入への呼びかけにあたって	10
訪問前の準備	10
訪問時に注意すること	12
よくある質問と回答例	14
市の加入促進の取組	17
3 参考資料	18

はじめに

自治会は、同じ地域に住む人たちの自主的な意思により結成・運営される「任意」の団体であり、地域を快適で住みよくするため、住民が自ら地域の実情にそった地域づくりや諸問題に柔軟に取り組むための「住民自治」を支える組織です。

自治会では、日頃からごみ処理、交通安全対策、青少年の非行防止、お年寄りの生きがいづくり、道路・公園等の環境整備、防火・防犯など、地域で発生する様々な問題に協力して取り組んでいます。また、地域住民の親睦と交流の機会を創出する重要な役割も担っており、安心・安全な住みよい地域づくりと地域の人と人との繋がりを維持する上で不可欠な存在です。コミュニティづくりの根幹をなす組織といえます。

しかしながら、近年、価値観の多様化やライフスタイルの変化により人と人との繋がりの希薄化が進む中、自治会活動にも無関心な人が多くなり、自治会に加入しない人や脱退する人が増え、それにより地域の活動に支障をきたすことも発生してきています。

自治会からは、引っ越してきた人等へ自治会加入の呼びかけは行っているものの、自治会の必要性がなかなか伝わらず、加入を依頼しても断られてしまい大変苦慮しているとの声を伺っています。

この冊子では、自治会への加入を呼びかける際の基本的な方法や手順についてまとめました。自治会の加入促進活動の一助となれば幸いです。

1 自治会活動について

・なぜ加入促進？ ～沼津市の現状より～

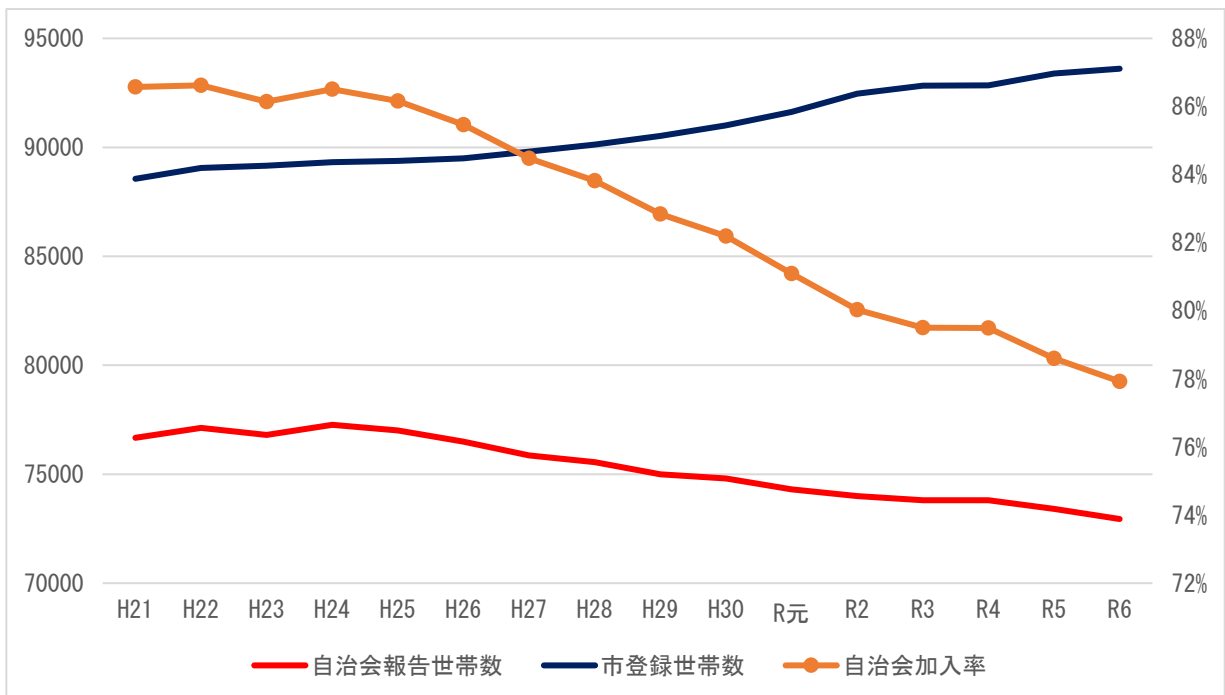
市内には289^{※1}の自治会がありますが、その加入率は平成21年度の86.6%から、令和6年度には77.9%となっています。全国平均の71.7%^{※2}は上回っているものの、年々低下傾向にあります。

住民の価値観の多様化やライフスタイルの変化等により、自治会活動への関心が低くなり、必要性を感じていない人が増えているのが現状で、これは全国共通の課題です。

自治会加入率の低下は自治会活動の停滞に繋がり、やがては地域の活力低下を招くこととなります。そのため、将来にわたり安心・安全なまちを維持していくために、新たな居住者や未加入者に対して、自治会の活動を理解してもらい、加入を促進していく必要があります。

【自治会加入率の推移】

(世帯数)



※加入率は4/1時点での住民基本台帳上の世帯数の内、各自治会から報告された世帯数の割合としています。(自治会加入世帯数/住民基本台帳上の世帯数(外国人含む))

※1 令和7年3月末現在

※2 令和2年調査

【加入率低下の要因】

自治会の加入率低下については、一般的に次のようなことが要因として考えられています。

1. 生活の利便性の向上や住民の価値観の多様化

⇒地域で助け合う機会が減少し、近所付き合いや自治会活動に関心が低い人が増えている。

2. 生活スタイルの多様化・少子高齢化の進行

⇒単身世帯や共働き世帯の増加、核家族化や少子高齢化により、自治会活動に参加する余裕がなく、活動を負担に感じる人が増えている。

3. 集合住宅・賃貸住宅の増加

⇒マンションの管理組合等で防災の備蓄・ごみ出しは対応できるため、自治会の必要性を感じなくなってきた。

・自治会の必要性

自治会の始まりは戦前の行政の下部組織としての色が濃い「町内会・隣組」にあるといわれていますが、一度解体され、現在の自治会（町内会）は、同じ地域に住む住民相互による任意の団体として新たに結成されたものです。

地域住民の交流機会の創出、行政だけではカバーしきれない地域課題の解決等、地域づくりにおける重要な役割を担っています。

(1)地域住民の親睦と連帯の場

自治会は、地域の人たちのふれあい、対話の場です。他人まかせでなく、さまざまな活動に参加し、自分のできることあるいは得意なことを通して地域に貢献し、お互いに協力し合い・助け合いながら、楽しさや心のふれあいを発見する場です。

(2)地域課題の解決の場

私たちの地域（まち）では、社会経済状況の変化に伴い、解決しなければならない様々な問題や課題が発生します。

例えば、ごみ処理、交通安全対策、青少年の非行防止、お年寄りの生きがいづくり、道路・公園等の環境整備、防火・防犯など様々です。このような問題は、地域の皆さんが力を合わせなければ解決できません。

自治会では、それぞれの問題を地域の共通課題として捉え、皆さんが持っているそれぞれの意見をもとに、十分話し合い、利害を調整し、一つ一つ解決していくことが必要です。

中には、地域と行政とが力を合わせなければ解決できない問題もあります。この場合、自治会長に行政とのパイプ役になっていただき、協力して問題解決に当たることとなります。

地域において自治会と行政とが、それぞれの役割を認識し協力し合うことが、地域を快適で住みよくする最良の方法です。

(3)行政サービスの補完

行政においても自治会の協力なしには実施することのできない多くの事業があり、自治会には、行政サービスの一部を補完的に担っていただいています。

例えば、広報紙や回覧物の配布、ポスターの掲示、防犯灯の管理などです。

自治会活動にこうした側面があることを知らない人もおり、自治会活動は必要ないと極論する方もいますが、すべてを行政が行うことは事実上不可能であり、また行政が負うコストは、ひいては住民が負担することとなります。今後ますます住民の自主的な活動が、地域での暮らし方に影響を与えることとなります。

地域に暮らし、生活を維持していく必要からも、持続可能な自治会のあり方を共に考えていく時代にあるのです。

・自治会の活動

生活スタイルの変化や価値観の多様化が進む現在、昔のように地域のお祭りや子ども会の行事等に参加し、ご近所同士の交流や地域の繋がりを育むということは当たり前ではなくなってきました。地域活動への関心は薄くなり、自治会に加入しない人や、加入していてもほとんど活動に参加しない人が増えています。

しかし、地域コミュニティが希薄化しつつある今だからこそ、地域の交流と親睦を深め、協力して住みよい地域づくりを進めることは自治会の大切な役割であり、活動の意義となっています。

自治会への加入をためらう人の中には「自治会が何をやっているかよく分からない」「自治会の活動は必要なのか」と感じている人も多くいます。加入を呼びかける際には、自治会の活動内容とその重要性を十分に説明し、理解してもらうことがポイントの1つです。

【自治会の活動例】

(1)環境美化活動

ごみステーションの設置・管理や、地域内の公園や河川等のごみ拾い、草刈りをはじめとした美化活動を通し、清潔で住みよい地域づくりに努めています。

(2)防犯活動

防犯灯の設置・維持管理、防犯パトロール、通学時の見守り等、安心・安全のまちづくりのために、防犯活動に力を入れています。

(3)自主防災活動

避難所運営等、災害などの緊急時の対応やそれに備えての平時の防災訓練を行っています。備蓄品や資材を独自に確保して非常時における体制を整え、組織的な防災活動を行っています。

(4)情報共有活動

地域に必要な情報や、広報ぬまづの各戸配布をはじめ、行政からのお知らせを自治会を通して共有しています。

(5)交流活動

人との関わりが希薄化している中、住民同士の絆づくりの一環として、祭りをはじめとしたイベントなど地域を盛り上げるための行事を企画・運営しています。

(6)地域の自治活動

地域で生活していく中で困ったことが起きた時、自治会で話し合っ解決策を見つけたり、行政と連携したり等、課題解決に向けて取り組んでいます。

(7)諸団体との連携

地区コミュニティ、社会福祉協議会、民生委員等と連携しての地域づくりに取り組んでいます。

・自治会加入のメリット

前述のとおり、自治会の活動は多岐に渡り、それによって加入するメリットもいろいろあります。

昨今、自治会加入についてはニュース等でもマイナス面ばかりが大きく取り上げられ、そのイメージが強くなりがちですが、デメリットばかりではなく、次のようなメリットもあることを丁寧に説明してみましょう。

(1) 住民同士の親睦が深まる・繋がりが増える

自治会の地域行事に参加することで、子どもから高齢者まで、幅広い世代と接することができます。また、地域への愛着形成にも繋がりが、見守りの目が増えると言った利点があると言えます。

- ・地域行事の開催
- ・交流機会の増加

(2) さまざまな情報が伝わってきやすくなる

回覧板などにより、地域や行政からの行事・イベント案内や、生活に役立つ重要な情報などを定期的に入手することができます。

また、実際の災害時には、行政からの広域的な情報よりも、地元での地域限定的な情報が入ってきやすくなる可能性があります。（※自治会 LINE などを使って、積極的に情報発信する自治会もあります。）

- ・ 広報紙の配布
- ・ 回覧物による情報伝達
- ・ 災害時、緊急時の自治会連絡網や自治会 SNS 等を用いた地域的な情報の入手

(3) 災害時に助け合うことができる（p.9 も併せてご覧ください。）

自治会では自主防災組織により防災訓練や備蓄品の準備等を行い、いつ発生するか分からない災害に備えています。

大規模な災害が発生した後は、市役所や消防、警察等の公共の支援がすぐには行き届かないことがあります。このような時に、個人や家族のみで負傷者の救出や避難、その後の避難所での生活を送ることはとても困難です。

自治会では「共助」の精神の下、隣近所で助け合い、安否確認や避難所運営等を行います。自治会に加入することで住民同士の繋がりもでき、災害時にスムーズに避難行動や情報共有を行うことができます。

- ・ 災害に備えた平時の定期的な防災訓練
- ・ 会員用の自治会独自の非常食等備蓄品の利用
- ・ 自力で避難することが困難な高齢者等の情報把握
- ・ 世帯票等を基にした安否確認

(4) 安全・安心で暮らしやすい地域環境づくりが進む

自治会は、自主防災組織による防災訓練や防犯パトロール、見守り活動などを行っています。核家族化・少子高齢化が進み、人と人とのつながりが希薄化していく中で、防犯・防災・福祉等の活動を行っている自治会の力が大きな助けになります。

また、定期的な美化・清掃活動等も行われており、より暮らしやすい地域環境を作ることができます。

- ・地域防犯活動による安心安全な環境の確保（参加による顔見知りの増）
- ・防犯灯の整備・維持管理（新規設置などの対応が検討できる）
- ・環境美化活動による快適な環境維持
- ・自治会が管理するごみステーションを通常どおり利用できる

(5) 地域の課題を解決できる

地域で困り事などが発生した際に、自治会に相談し、個人でなく皆で一緒に考えることができます。

自治会から市に対し、地域の総意として、問題・課題の改善要望を行うこともできます。

- ・道路や交通安全施設の修繕
- ・自治会内でのトラブル・課題の共有、解決に向けた行動
- ・行政への要望や連携

災害時に発揮される自治会・自主防災会の力

災害発生時には、自治会・自主防災会を軸とした地域コミュニティにおける「共助」が重要です。特に発災直後は、地域住民同士の助け合いが大きな力となります。

東日本大震災では、自治会を中心に結成される「自主防災組織」の多くが、避難誘導や安否確認、避難所運営等の活動を行い、地域における備えとお互いの助け合いの重要性が改めて認識されました。

令和6年に発生した能登半島地震でも、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波からの迅速な避難、救助活動や避難後の生活等において、地域コミュニティの共助による活動が活きた事例が多くあります。

また、地震や津波だけでなく、近年は豪雨災害も毎年のように全国各地で発生し、自然災害の激甚化・頻発化は年々深刻さを増しています。災害はいつどこで起こるか分からないからこそ、日頃からの共助の備えもますます重要となってくるのです。

津波からの早期避難

(珠洲市三崎町寺家下出地区)

能登半島地震の際には、堤防を越える大きな津波が地震から25分ほどで襲来し、多数の住宅が倒壊しましたが、下出地区の多くの高齢住民たちは、荷物を持つことなく、隣近所で声を掛け合い、整備していた避難路を利用して早期に避難をしたことにより、地区の住民全員の命が助かりました。

下出地区では、自主防災組織により避難計画等を作成し、この計画に基づいた避難訓練を、東日本大震災の教訓を受けて毎年1～2回継続して実施していました。毎回班ごとに避難時間を計測し、最短ルートでの避難を日々研究していたとのことでした。

また、避難先である集会所でカラオケ大会を開く等、日頃から避難先に行く習慣があったことも、早期避難の成功に寄与したと考えられます。

共助による救出活動

(能登町鵜川地区)

能登半島地震では、地震によって多くの家屋が倒壊し、生き埋めになった住民も出ました。

しかし、鵜川地区では迅速に全員の安否確認を行ったことで、逃げられなかった住民の情報を早期に把握し、コミュニティの共助により救出することができました。その結果、家屋の倒壊はあったものの住民全員が助かったのです。

2 加入促進の取組

・ 加入への呼びかけにあたって

自治会への加入促進活動は地域や世帯などの事情によって異なります。出来る限り各世帯の事情に合った声掛けをすることが望ましいです。

一口に「未加入世帯」と言っても、未加入である理由は様々です。「自治会活動は負担になるので参加したくない」「自治会費を払う余裕がない」等、加入を拒否する理由がある場合もあれば、「どんな活動をしているのか分からない」「加入について誰に言えば良いか分からない」等、加入のきっかけがない場合もあります。

決まったパターンで一律に加入の呼びかけを行うのではなく、それぞれの世帯の状況に応じた対応が取れるよう、個別の状況の把握に努めることがポイントです。

・ 訪問前の準備

住民が自治会に加入するきっかけとして最も定番なのは、新たに引っ越してきた時です。住民が新しく入ってきたらすぐに訪問して声を掛ける、という自治会も多いかと思いますが、移り住んだばかりの住民にとって、口頭でいきなり説明しても、その自治会の雰囲気や活動はイメージしにくく、なかなか伝わりません。また、自治会そのものに馴染みがなくピンと来ない、という場合もあります。

勧誘の訪問にあたっては、事前に資料の準備や説明内容の検討をし、訪問時には丁寧な説明を心掛け、まずは自治会の目的や具体的な活動内容等を相手に理解してもらうことが大切です。

(1) 訪問先世帯の情報把握

可能な限りで、訪問先世帯の居住形態(戸建て、マンション、借家等)や世帯形態(高齢者世帯、子育て世帯等)を事前に把握することで、自治会加入にあたって相手側が聞きたいことや気になることなどを想定し、適切な案内がしやすくなります。

また、新規に分譲マンションや賃貸アパート等の集合住宅が建築される場合には、出来る限り早い段階で管理会社や大家さんを訪問し、加入への協力を依頼しましょう。

(2) 役員の共通認識の確認

人によって対応にずれが生まれないう、加入を呼びかける人の意思統一を図りましょう。単に加入を呼びかけるだけでなく、自治会活動を分かりやすく伝え、自治会の意義・加入するメリット等を質問された場合に答えられるように準備しておく、対応がスムーズになり相手からの信頼も得やすくなります。

(3) 資料の作成

訪問時には、言葉による案内だけでなく資料をあわせて提示する方が伝わりやすいです。その場で加入の承諾を貰える場合だけでなく、一旦検討したい、と言われる場合も多いので、加入のお願いや申込書だけでなく、規約や自治会の活動内容が分かるものも併せて準備しましょう。

【作成資料の例】

○あいさつ文

新規転入者には、自治会一同で歓迎しているという気持ちを伝えましょう。

また、担当者連絡先を示し、訪問した世帯が問合せできるようにしましょう。

※参考例は巻末資料参照。

○自治会加入案内チラシ

自治会独自で作成するほか、沼津市自治会連合会で作成したものを市役所地域自治課でお配りしています。一般的な自治会活動の内容についてイラスト等も用いてまとめていますので是非ご活用ください。

※サンプルは巻末資料参照。

○加入申込書

記入してもらう項目は自治会運営に必要な内容とし(名前・住所・電話番号等。世帯員の情報を書く欄も作ると、名簿や世帯票を作成する時に利用でき、二度手間になりません。)、個人情報取り扱いに配慮する旨を書き添えると良いです。

※参考例は巻末資料参照。

○自治会規約・役員名簿

自治会等の組織体制を説明する時に使います。

○総会資料、自治会で作成している回覧物等

自治会の具体的な活動内容や、自治会費の使用用途が分かるようなものを用意すると良いです。

(4) 訪問体制の決定

○訪問人数

自治会長、組長等、自治会の実情に応じて決めましょう。初めて訪問を担当する役員や、1対1の対応に不安がある場合等は複数人で訪問しても良いですが、あまり大人数で訪問すると相手側に威圧感を与え、「加入させられた」という印象になりかねないので注意が必要です。

○訪問時期

転入者が居住開始してから、なるべく早い時期に初回の訪問をしましょう。
※以前から加入していない世帯の場合は、年度始め等区切りの良いタイミングに合わせて訪問してみると良いです。

○訪問時間

食事時間や夜遅くは極力避けて、相手が対応しやすい時間帯にしましょう。不在の場合は、あいさつ状をポストイングする等により、訪問したことを伝えましょう。

・ 訪問時に注意すること

(1) 無理強いにならないように心がける

熱意をもって自治会の良さを伝え、加入を勧めることは大事ではありますが、最終的に自治会に加入するかしないかの選択は個人の自由であり、加入を強制することはできません。あくまで加入の「お誘い」であることを忘れず、以下のような点に注意しましょう。

●長居は避ける

特に初回訪問時は、資料を渡して端的な説明・相手側からの質問に答える程度の簡潔な対応とし、その場で結論は急がず、加入について決めかねている場合は「後日再度伺いますのでご検討ください。」等と伝えましょう。

●説明の仕方、伝え方(表現)に配慮する

具体的な活動等を説明せず「住んでいる人は皆入るものだから」とだけ言う、「入らないと〇〇できません」と不利益を強調する、といった説明の仕方は、相手に実質強制加入だと思われてしまう恐れがあります。勧誘の際は表現に十分配慮しましょう。

(2) 相手に寄り添った勧誘を心がける

相手が加入を決めかねている場合は、決めかねている要因・懸念点等を可能な範囲で聞き取り、配慮できる内容であれば相談に乗るなど、相手に寄り添った対応に努めましょう。ただし、何度も立て続けに連絡したり訪問したりすると相手が負担に感じてしまう場合もあるので、ある程度時間を空ける、訪問者を変えるなども検討すると良いです。

(3) 加入後のフォローを忘れない

新たに加入していただいた方は、地域に慣れて溶け込むまでに時間がかかります。総会や役員会、行事等で加入者を紹介する、日頃顔を合わせたら挨拶等の声掛けをするなど、新規加入者が自治会に馴染めるような配慮をしましょう。

(4) 活動に参加してもらおう仕組みを作る

加入してすぐに自発的に自治会活動に参加するのはハードルが高いと感じる人が多いです。まずは、防災訓練やお祭りなどの比較的参加しやすい行事へのお誘い等から、自治会活動に関わってもらえるきっかけを作ってみましょう。

一方で、活動に参加してもらいたいからといっていきなりイベント等の運営の手伝いや役割を振ったり、輪番だからといって加入して間もなく役を回したりすると、自治会活動に対してマイナスイメージを持たれ、活動に消極的になってしまうおそれがあります。段階的に参加してもらおう仕組みを作り、徐々に関係を築いていくようにしましょう。

・よくある質問と回答例

訪問時には、相手から自治会活動に関して質問されることが想定されます。質問に丁寧に回答することで、相手からの信用を得ることに繋がります。

ここでは、想定される質問とその回答例を掲載しています。各自治会によって回答は異なってくると思いますが、例として参考にさせていただき、あらかじめ回答を準備しておくことでスムーズに対応できます。

Q. 自治会って何ですか？

A. 同じ地域に住む人たちによって自主的に結成された住民自治組織です。防災、防犯、交通安全、美化活動等に取り組んだり、地域住民の親睦を深めるイベントを開催したり等、自分たちの地域を住みよくするために活動しています。

Q. 自治会には必ず加入しないといけませんか？

A. 自治会の加入は任意であり、強制ではありません。しかし、防災や防犯、子どもや高齢者の見守り等、生活に密着した地域の問題については、近隣の助け合いが必要なことも多いです。是非加入の検討をお願いします。

Q. 自治会は市役所の関係団体ですか？

A. 自治会は地域住民が自主的に結成し運営している団体ですので、市の組織ではありません。ただし、広報紙の配布をはじめ、市の事業に協力して取り組むこともあります。

Q. 税金を払っているのだから、市役所が地域のことをやってくれるのでは？

A. 住民のニーズが多様化し、行政だけで市民の細かなニーズに全て対応した市民サービスを実施することは困難であるため、行政では補いきれない部分を自治会が補完しています。行政と役割分担し、地域住民も主体的に地域づくりに関わることで、細やかな部分まで行き届いた住みよいまちづくりができると考えています。

Q. 個人情報についてはどのように使われますか？ 安全に管理されていますか？

A. 個人情報については、会員名簿作成などに使用しているほか、自治会の管理・運営、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し、安全・適正に管理しています。

※個人情報の取り扱いについて文書化しておくことが必要です。

Q. 自治会費はいくらですか？ どのように使われていますか？

A. 自治会費は（月／年 ○○○円）で、支払方法は（月払／年払）です。

集められた自治会費については、予算・決算を作成し、総会で承認を得た上で、自治会の運営に使用しています。例えば、防犯灯の設置や維持管理費、地域清掃やごみステーション管理費、イベント開催費等に支出しています。

※総会資料等を使って説明すると良いです。

Q. 会費が高く払えないので、加入は難しいです。

A. ※自治会によって減額制度や分納制度等がある場合は、その説明をしましょう。

Q. 土日は仕事でほとんどの地域活動に参加できないと思います。

加入後、役員が回ってきてもやれないと思いますが良いですか？

A. 住民同士の交流や親睦のため、可能な範囲で活動に参加してもらえると嬉しいですが、基本的には自由参加ですのでご都合に合わせていただいて構いません。役員については、基本的には【各自治会の決め方を説明】ですが、各家庭の事情は考慮しますので、その時にはご相談ください。

Q. 高齢者世帯で活動も出来ないので加入は難しいです。

A. 高齢の方ほど、地域での支え合いや人との繋がりが重要となります。活動については可能な範囲で構いませんので、是非加入の検討をお願いします。

※高齢者の役の免除等の取り扱いがあれば併せて説明しましょう。

Q. 借家(賃貸)で長く住む予定はないので加入する必要を感じません。

A. 短期間でも、その間に災害などがいつ発生するか分かりません。日頃から地域住民と交流を持つことにより、安心して暮らせると思いますので是非加入の検討をお願いします。

Q. 居住するマンションには管理組合があるので加入する必要を感じません。

A. 管理組合は主にマンションやその敷地内の設備の維持管理のための組織であり、地域住民の親睦・交流を図り、快適な地域づくりのために活動する自治会とは目的が異なります。管理組合と異なり自治会は任意加入団体ではありますが、自治会にも加入していただければと思います。

Q. 自治会に入らないとごみステーションは使えませんか？

A. ごみステーションの維持管理は自治会が行っています。【未加入でも一定の条件の元、使用していただいておりますが、※自治会の現状に合わせて説明。】かごやネットの購入やメンテナンスも自治会費から支出して実施している点をご理解いただき、是非加入の検討をお願いします。

※未加入者のごみステーション利用について、整理しておいた方が良いでしょう。

なお、代替案の提示なく「入らないと使えません」と一方的に禁止することはトラブルの原因となりますので望ましくありません。

・市の加入促進の取組

沼津市でも、沼津市自治会連合会(※)と連携しながら、下記のような自治会加入促進の取組を実施しています。

●加入促進チラシ・動画の活用

沼津市自治会連合会が作成した加入促進チラシ・動画を市民課等窓口に配架したり、市民課モニター等で放映したりしています。

また、チラシについては希望のあった自治会に配付し、自治会の加入促進活動に利用いただいているほか、静岡ガスの協力により、ガスの新規契約者に対し、開栓立会い時に配付していただいています。



動画は Youtube
にも掲載
しています。

●「自治会への加入を取り次ぎます」ページの作成

市ホームページからアクセスできる加入取次ページを作成し、加入希望者が入力した情報を基に、該当自治会を案内します。

●Jリーグクラブ アスルクラロ沼津との連携

沼津市自治会連合会は沼津市をホームタウンとするJリーグクラブ、アスルクラロ沼津とパートナーシップ協定を結んでおり、地域の発展や地域のスポーツ振興に資する事業等について、連携を図っています。

加入促進事業においても、ホームゲームにおいてスタジアムの大型ビジョンで加入促進動画を放映するなど、クラブと連携した取り組みを実施しています。

●沼津市自治会連合会ブログの運営

沼津市自治会連合会の取り組みや各地区の行事などについて発信し、自治会に関する活動や情報の「見える化」に取り組んでいます

※沼津市自治会連合会とは、沼津市内の28の地区連合自治会で構成される連合組織です。

自治会相互の連絡調整や自治会活動の振興等について協議を行い、併せて行政との連携の円滑化を図っています。

3 参考資料

自治会加入促進活動の際に使用できる文書の例や加入促進チラシのサンプルを掲載します。

文例については、各自治会の状況に合わせて自由に変更し、ご活用ください。

チラシはご希望枚数をお渡しできますので、ご入用の際は地域自治課までご連絡ください。

●あいさつ状

●加入申込書

●個人情報取り扱い時のルール

●加入促進チラシ サンプル

(例)

令和〇年〇月〇日

新規転入された皆さまへ

〇〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

ご挨拶

この度は〇〇〇自治会区域へご転入されましたこと、〇〇〇自治会を代表しまして、心より歓迎いたします。

私ども〇〇〇自治会は、現在〇〇〇世帯の皆さまに加入いただき、住民同士の親睦を図るとともに、住みよい地域づくりに取り組んでいます。

つきましては、私どもの活動が分かる資料等をお届けいたしますので、ご一読いただき、自治会の加入について是非ご検討ください。

ご近所同士で交流を深め、困りごとがあった時やいざという時に支え合える関係が築けるよう、会員一同、加入を心よりお待ちしております。

●組について

〇〇様の所属する組は、〇〇組となります。

現在の組長は〇〇さんです。(住所：〇〇〇 電話番号：〇〇〇)

●自治会費について

月額 〇〇〇円 (納入方法：毎年4月に組長が集金に伺います。(例))

年度途中の加入の場合、加入日の翌月分から頂きます。

●同封した資料

- ・ 総会資料
- ・ 〇〇〇自治会規約

ご不明な点等ございましたら、組長や組長を通じて遠慮なく役員までお申し付けください。

(例)

自治会加入申込書

私は、〇〇〇自治会に加入したいので、個人情報の取り扱いに同意し、本書のとおり加入を申し込みます。

入会届出日 令和 年 月 日

①～⑤の太線内は、必ずご記入ください。

①世帯主のお名前	フリガナ
②生年月日	T・S・H 年 月 日
③住所	沼津市
④電話番号	
⑤緊急時連絡先	

以下には、同居されているご家族の情報についてご記入ください。
記入は任意ですが、災害時安否確認に使用する等、重要な事項となりますので、可能な範囲でご記入いただくと幸いです。

	世帯主との 続柄	お名前	生年月日	備考
1			T・S H・R . .	
2			T・S H・R . .	
3			T・S H・R . .	
4			T・S H・R . .	
5			T・S H・R . .	

【個人情報の取扱いについて】

- ご記入いただいた個人情報は、会員及び役員との諸連絡、会員の親睦、自治会活動、防犯・防災活動等を行う場合に利用します。
- 本書に記載いただいた情報は、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく利用目的以外での使用や第三者に提供したりすることはありません。

●個人情報取り扱い時のルール

【個人情報を集める、保管するときのルール】

個人情報を集める前

・利用目的の特定

⇒個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。

※個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならないため、自治会活動などを考慮し、個人情報の利用目的を特定します。
決められた利用目的は、総会や組回覧で自治会員に公表・周知して下さい。

例：「皆さんから収集した個人情報は、会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に配布し、自治会の運営に必要な業務を行う目的の範囲内で利用させていただきます。また、沼津市や連合自治会等の組織に対し委員等の推薦のため、個人情報を提供する場合も利用目的に含みます。」

個人情報を集めるとき

・利用目的の通知・公表

⇒本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。

※個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。

個人情報を保管しているとき

・安全管理措置

⇒集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。

※自治会等の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。
また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。

・保有する個人情報の訂正等

⇒集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。

※個人情報を集める際に配付する書面に訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。

【個人情報第三者提供時のルール】

・本人の同意の取得

⇒本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

- | | | |
|-----------------|---|-----------------------------------|
| 1. 法令に基づく場合 | ⇒ | 警察からの照会 |
| 2. 人の生命、財産を守る場合 | ⇒ | 災害発生時の安否確認 |
| 3. 委託先に提供する場合 | ⇒ | 会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合 |

※「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。

ただし、例えば以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。

・提供に関する記録義務

⇒提供先などを記録し一定期間保管する。

※名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。

・委託先の監督

⇒個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。

※名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。

※委託先への確認方法の例

情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止のほか、返却や廃棄の事項等を記載した書面を渡す。

また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。

●加入促進チラシ サンプル(おもて)



●加入促進チラシ サンプル(うら)


回覧板やお便りによる情報の共有

回覧板

地域に必要な情報や行政からのお知らせを自治会を通して共有し、地域交流が生まれます。

生活環境の向上

ゴミステーションの設置・管理や環境美化活動を通して清潔で住み良い地域作りに努めています。



安心・安全のまちづくり


防犯灯の設置・維持管理、防犯パトロール、通学時の見守り隊等、防犯活動に力を入れています。

実は自治会ってこんなことしています!


住民同士の交流

人との関わりが希薄化している中、住民同士の絆づくりの一環として、祭りイベントなど地域を盛り上げるための行事を企画・運営しています。

交通安全




他の地域から引っ越してきたり、平日共働きで忙しく家に不在で、近所でも知らない人ばかり…そんな人たちこそ自治会に入るメリットは大きいのです。地域の必要なお知らせが回覧板で回ってきたり、地域のイベントで近所の人と顔を合やす機会が増えたり、いざという災害時でも地域で助け合うことができます。




災害時の助け合い

避難所運営等、災害などの緊急時の対応や平時の防災訓練を行っています。もしもの時、地域の助け合いが必ず必要になります。



困り事を解決する

地域で生活していく中で困ったことが起きた時、自治会に相談することで、地域で解決策をみつけたり、行政に繋がったり、解決に向かうことができます。



地区 連絡先	自治会	担当	Tel
-----------	------------	----	-----

自治会加入促進マニュアル（R7年度版）

作成：

〒410-8601

沼津市御幸町 16 番 1 号

沼津市役所政策推進部地域自治課（市役所 2 階）

TEL：055-934-4716 / FAX：055-934-2582

MAIL：chiiki@city.numazu.lg.jp

作成：令和 7 年 4 月 1 日



マニュアルの
データを掲載
しています。